

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成 28 年 7 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

1. 改正の趣旨

麻薬及び向精神薬取締法施行規則においては、省令で定める向精神薬について、本邦から出国又は本邦に入国する際に、省令で定める分量の範囲内で、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出入することができるものと規定されているところである。

今般、3物質を新たに向精神薬に指定することに伴って、携帯して輸出入できる向精神薬を追加することとする。

2. 改正の概要

○次に掲げる3物質を、携帯して輸出入できる数量を次のとおりとする。

物質1

物質名 (RS) - 6 - (5-クロロピリジン-2-イル) -
7-オキソ-6, 7-ジヒドロ-5H-ピロロ [3, 4-b] ピラジ
ン-5-イル=4-メチルピペラジン-1-カルボキシラート
別名 ゾピクロン
数量 300mg

物質2

物質名 4 - (2-クロロフェニル) - 2-エチル-9-メチル-
6H-チエノ [3, 2-f] [1, 2, 4] トリアゾロ [4, 3-a]
[1, 4] ジアゼピン
別名 エチゾラム
数量 90mg

物質3

物質名 7-ブロモ-5-(2-クロロフェニル)-
1, 3-ジヒドロ-2H-1, 4-ベンゾジアゼピン-2-オン
数量 300mg

3. 公布日及び施行日

公布日：平成28年9月（予定）

施行期日：公布の日から30日を経過した日（平成28年10月（予定））